

正

① 健康保険被保険者証の 記号	② 健康保険被保険者証の 番号

介護保険適用除外（該当・不該当）届

うえの該当・不該当のどちらかに○してください。
【記入方法については裏面をご覧ください。】

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係員

㉞ 被保険者の氏名	① 年齢	③ 生年月日
フリガナ		年 月 日
(氏) (名)	昭5 平7 歳	

㉟ 被扶養者の氏名	④ 年齢	④ 続柄	㉞ 生年月日
フリガナ			年 月 日
(氏) (名)		昭和	

㊥ 被保険者の住所	〒 -	㊦ 被扶養者の住所	〒 -	㊧ 備考
-----------	-----	-----------	-----	------

④ 適用除外等の事由	⑤ 該当の別 不該当	⑥ 該当の年月日 不該当	⑦ 被扶養者 番号	⑧ 作成 原因
国外居住者・1	該当 1 ・ 不該当 2	令和 年 月 日		
適用除外施設入所者・2				
在留資格3ヶ月以下の外国人・3				

㊨ 入居施設の名 称	〒 -
㊩ 入居施設の所在地	
電話番号	()

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()

令和 年 月 日 提出

受付日付印

社会保険労務士 記載欄	
----------------	--

副

介護保険適用除外（該当・不該当）確認通知書

① 健康保険被保険者証の 記号	② 健康保険被保険者証の 番号

⑦ 被保険者の氏名	① 年齢	③ 生年月日
フリガナ （氏）（名）		年 月 日
	昭5 平7 歳	

⑧ 被扶養者の氏名	④ 年齢	④ 続柄	⑤ 生年月日
フリガナ （氏）（名）			年 月 日
		昭和	

⑨ 被保険者の住所	〒 -	⑩ 被扶養者の住所	〒 -	⑪ 備考
-----------	-----	-----------	-----	------

④ 適用除外等の事由	⑤ 該当の別 不該当	⑥ 該当の年月日	⑦ 被扶養者 番号	⑧ 作成 原因
国外居住者・1 適用除外施設入所者・2 在留資格3ヶ月以下の外国人・3	該当 1 ・ 不該当 2	令和 年 月 日		

⑫ 入居施設の名称	〒 -
⑬ 入居施設の所在地	
⑭ 電話番号	()

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()

令和 年 月 日に提出された介護保険適用除外
該当・不該当届に基づき、上記のとおり確認しましたの
で通知します。

届出書確認日付印

測量地質健康保険組合理事長

【記入方法について】

1. この届出書は40歳から64歳の被保険者・被扶養者の方が対象です。
2. ㊦及び㊧の住所は、国外にお住いの方は国外の住所を記入してください。
3. 扶養家族の方を届出する場合は、被保険者欄の①②③㊦を記入してください。
(被保険者・被扶養者ともに④⑤⑥が同じ場合、届出は1枚で済みます。)
4. ④の適用除外の事由は1～3のいずれかに○してください。
また、⑤の該当・不該当の別はどちらかに○してください。
5. ⑥の該当・不該当の年月日について
 - (1) 国外住居者は、実際に市区町村に届出をした転出日、又は転入日を記入してください。
なお、届出が遅れると保険料の還付や遡及が生じる場合があります。
転出した場合(海外赴任した場合など)
⑤の該当1に○、⑥は転出した日の翌日を記入してください。
転入した場合(海外から戻ってきた場合)
⑤の不該当2に○、⑥は転入した日を記入してください。
 - (2) 適用除外施設に入所した場合
⑤の該当1の○、⑥は施設に入所した日を記入してください。
また、㊨及び㊩に施設の名称、住所等を記入してください。
 - (3) 在留資格が3ヵ月以下の外国人の方
⑤の該当1に○、⑥は健康保険の資格取得日を記入してください。
在留資格が3ヵ月を超えることに変更された場合
⑤の不該当2に○、⑥は在留資格が3ヵ月を超えることが決定された日を記入してください。
6. ㊦及び㊧は記入しないでください。

【介護保険適用除外者について】

- (1) 住所を日本国に有さない(住民票がない)方
市区町村に転出届を提出していないと、国内に住民票があることから適用除外には該当しません。
- (2) 適用除外施設に入所した方
適用除外施設とは、介護保険法施行規則第170条第2項に規定されている身体障害者療養施設等です。
- (3) 在留資格3ヵ月以下の外国人

【添付書類について】

- (1) ④の適用除外等の事由で、1に○をされた方は、「住民票の除票」
- (2) ④の適用除外等の事由で、2に○をされた方は、「入所・入院の証明書」
- (3) ④の適用除外等の事由で、3に○をされた方は、「在留期間を証明する書類(旅券(パスポート)の裏面に押される「上陸許可認印(写)」、「資格外活動許可書(写)など)及び雇用契約期間を証明できる「雇用契約書」など